平成２２年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市賀露町北２丁目４番22号
債務者　橋本　美和
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
広島県尾道市因島原町1155番地
債務者　山口　　修
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
広島県三原市八幡町野串193番地１
債務者　西田　吉将
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
広島県尾道市浦崎町甲3193番地
債務者　佐藤　悠子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
福岡県久留米市津福今町292番地１　津福今町住宅２棟37号
債務者　川原　保則
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２号
福岡県久留米市三潴町西牟田6340番地10
債務者　古賀由美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1186番地４
県営田主丸団地７棟302号
債務者　久保田美保江（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５号
福岡県久留米市津福今町453番地１
債務者　池松　真二（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６９７号
宮崎県西都市大字三納10368番地
債務者　黒木　芳信
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田2575番地
債務者　稲田　怜子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４号
宮崎県都城市庄内町7941番地１　市営神田団地51－１－８号
債務者　西村　博伸
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１２号
鹿児島県霧島市国分新町１丁目６番１号　松元ハイツ202
債務者　里中　康治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地21　市営天下田アパートⅠ304号
債務者　阿部　晃一
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート１号棟121号
債務者　尹　　姫恩
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６号
岩手県花巻市台第２地割370番地
債務者　星　　孝志
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４号
宮城県石巻市穀町２番３号、旧住所宮城県東松島市矢本字蜂谷浦75番地11
債務者　櫻井　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
宮城県東松島市大塩字緑ケ丘１丁目４番地１、旧住所宮城県東松島市大塚字東名75番地
債務者　遠藤　正春
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
宮城県石巻市中央２丁目３番９号
債務者　瀧口　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係